

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:高山村

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	高山村高齢者住宅改修費助成事業	1 助成は、1世帯につき1度限りとする。 2 助成対象費用は、当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改修費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用に限るものとする。	1 高齢者介護用住宅改修費助成事業 (1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯 (2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯 2 自立高齢者等住宅改修費助成制度事業 (1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯 (2)前年所得税非課税の世帯	50万円/戸			常時受付	枠 1件	保健みらい課	0279-63-1311	<a href="https://vill.takayama.gun.ma.jp/08hokenmirai/korei-fukushi/korei-jutaku.html">https://vill.takayama.gun.ma.jp/08hokenmirai/korei-fukushi/korei-jutaku.html</a>	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	高山村重度身体障害者(児)住宅改修費補助	下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者(以下「障害者」という。)又は障害者と世帯を同一にする者(以下「改造者」という。)が、住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対して、この要綱の定めるところにより、補助金を交付し、その福祉の増進に資する。 補助額は、改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額とし、補助限度額は、補助基本額600,000円の6分の5の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。	次の各号のすべてに該当する者のために行う新築等を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他村長が特に必要と認めた改修工事 で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。ただし、介護保険の住宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としない。この場合、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおそれらの給付額を超える改修経費がかかる場合についてはその超過額を補助対象とすることができる。 (1) 村内に住所を有する者 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 (3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生労働省令第15条)別表第5号により、次のいずれかに該当する者 ① 下肢の障害者で1・2級の者 ② 体幹の障害者で1・2級の者 ③ 下肢及び体幹の重複障害で1・2級の者 ④ 視覚の障害者で1級の者 (4) 前年分所得税年額160,000円以下の世帯に属する者	50万円/戸			常時受付	枠設定無	保健みらい課	0279-63-1311	<a href="https://vill.takayama.gun.ma.jp/08hokenmirai/shogai-fukushi/hojo-iyutaku.html">https://vill.takayama.gun.ma.jp/08hokenmirai/shogai-fukushi/hojo-iyutaku.html</a>	
住宅リフォーム資金	融資	高山村住宅リフォーム補助金	専用住宅又は併用住宅(個人住宅部分)並びに高山村に生活基盤を置くことを目的に取得した空き家へのリフォーム(修繕・改築・増築等)を開始する工事で、村内の施工業者により工事を行ったものに対して、要件を満たした者に対して補助金を交付する。	①高山村の住民基本台帳に登録されており、引き続き5年以上村内に生活基盤を置く意思がある者 ②高山村の住民基本台帳に登録されており、空家等に取得により村内に転居する場合は、転居の日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある者 ③空家等の取得により高山村に転入する場合は、高山村の住民基本台帳に登録された日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある者 ④世帯全員が市町村税及び使用料等を完納していること ⑤他の制度との併用は不可 ⑥工事金額(税込み)20万円以上の工事が対象 ⑦申請は当該住宅において1回のみ	50万円/戸			常時受付	枠 20件	建設課	0279-63-2111	<a href="https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/jutaku-reform/reform.html">https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/jutaku-reform/reform.html</a>	※補助対象外工事もあるので、申請時に担当に相談
合併処理浄化槽設置費	助成	高山村合併浄化槽設置費補助金	合併浄化槽の新設工事を行う者に対し、補助金を交付する。	①高山村に住所を有し、農業集落排水事業実施計画区域外の地域で合併浄化槽を設置しようとする者 ②村内に住所を有する者	5人槽 27.9万円 6~7人槽 36万円 8人槽以上47.7万円			随時受付	枠 3件	建設課	0279-63-2111	<a href="https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/jokaso/gappei-jokaso.html">https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/jokaso/gappei-jokaso.html</a>	設置計画がある者は、事前に必ず担当課に報告・連絡・相談すること。
合併処理浄化槽設置費(村単独)	助成	高山村単独事業合併浄化槽設置費補助金	農業集落排水事業実施地区以外に新規に住宅を建設し合併浄化槽の新設工事を行う者に対し、村単独で補助金を交付する。	①高山村に住所を有し、農業集落排水事業実施計画区域外の地域で新規に住宅を建設し合併浄化槽を設置しようとする者 ②村内に住所を有する者 ③世帯全員が村税及び使用料等を完納していること	5人槽 13.95万円 6~7人槽 18万円 8人槽以上23.85万円			随時受付	枠 3件	建設課	0279-63-2111	<a href="https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/jokaso/gappei-jokaso.html">https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/jokaso/gappei-jokaso.html</a>	設置計画がある者は、事前に必ず担当課に報告・連絡・相談すること。
太陽光発電設備設置費	助成	高山村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付する。 発電システムの定義:低圧配電線と逆潮流有りで連系する住宅の屋根等への設置に適した未使用の太陽光発電システム(建売住宅提供者等から購入する居住実績のない発電システム付住宅の発電システムを含む。)	①村内に住所を有する者(法人は除く。)で自ら居住する住宅等に設置される発電システム。 ②発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、第8条に定める実績報告書を提出。 ※発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、世帯全員が村税等を滞納していないもの。	7万円/KW (上限20万円)			常時受付 (但し、工事完了届を年度末間に提出ができるもの)	枠 2件	住民課	0279-63-2111	<a href="https://www.vill.takayama.gun.ma.jp/Q2chiiki/taivoko/taivoko-hojo.html">https://www.vill.takayama.gun.ma.jp/Q2chiiki/taivoko/taivoko-hojo.html</a>	※集合住宅は除く。
耐震診断費	助成	高山村木造住宅耐震診断者派遣事業	(1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの	高山村に対象建築物を有する者	(個人負担無し全額補助) 但し耐震診断者の交通費のみ対象者が実費負担			常時受付	枠 4件	建設課	0279-63-2111	<a href="https://vill.takayama.gun.ma.jp/soshiki/07kensetsu.html">https://vill.takayama.gun.ma.jp/soshiki/07kensetsu.html</a>	